

道路・公園などの清掃・緑化ボランティアを支援

『景観サポーター制度』を  
スタートさせます！

私たちが普段なにげなく利用する「道路」や「公園」あまりにも身近すぎてその大切さを忘れてしまいがちです。そして、これらの公共施設は、いつもきれいであつてほしいと誰もが思っています。これから施設の清掃や除草、緑化などは常に人による管理や手入れが必要ですが、市だけで市内全域の行き届いた管理をすることは容易ではありません。

市では、道路や公園などの公共空間について、清掃や花木の手入れなど施設の環境美化に取り組むボランティアの皆さんを支援するため、『景観サポーター制度』をスタートさせます。

アメリカが  
支援制度の発祥の地

私たちが利用する道路や公園などの公共施設に、ごみが散乱していたり、雑草が生い茂っていたりする光景を目にすることは少なくありません。本市をはじめ全国の多くの自治体では、「ポイ捨て防止条例」を制定し、広く呼び掛けていますが、依然としてごみのポイ捨てが後を絶ちません。

アメリカでは1985年、テキサス州交通局がハイウェイのごみ散乱対策として、「アダプト・ア・ハイウェイプログラム」という取り組みを始めました。毎年増え続ける散

乱ごみに困った当局が、市民に清掃の協力を呼びかけたところ、大きな注目を集めました。その後ハイウェイ以外の公共スペースにも広がり、急速に全米に普及。日本にも伝ったこの取り組みは、各地へと広がるにつれて、さまざまなアイデアが加わっています。

「アダプト」とは「養子縁組をする」を意味し、公共の場所を養子にみため、市民が里親（活動団体）となつて養子（道路、公園など）の美化活動を行い、行政がこれを支援する制度です。

なぜ今  
『景観サポーター制度』が  
必要なの？

市内においても、クリーン作戦をはじめ、道路や河川敷、海岸、公園などのいわゆる「公共空間」で、清掃や花木の手入れなど、美観保持や景観形成のための自主的な活動が多く展開されています。中には、暑い夏や冷たい風が吹く冬など季節を問わず1年中、美化活動を続けている人もいます。

このような活動をはじめ、多くのボランティア、町内会などの皆さんの取り組みによって、市内の公共施設の美化は守られています。

この制度は、このような地

道な活動を公共空間で行っている皆さんを景観サポーターとして市が認定し、その活動に対して市が支援・表彰しようというもので、平成21年度から25年度までの5年間の制度です。

第三者からの  
推薦が必要！

景観サポーター認定の手続きは、まず、第三者による推薦から始まります。推薦は、本人以外であれば、どなたでも構いません。

活動を約3年以上続けておられる個人・グループがいらっしゃる、ぜひ推薦してください。

市民の皆さんからの推薦を受けた後、今後発足予定の「景観善行表彰委員会」の意見を参考にしながら、景観サポーターに認定するかどうかを決定します。

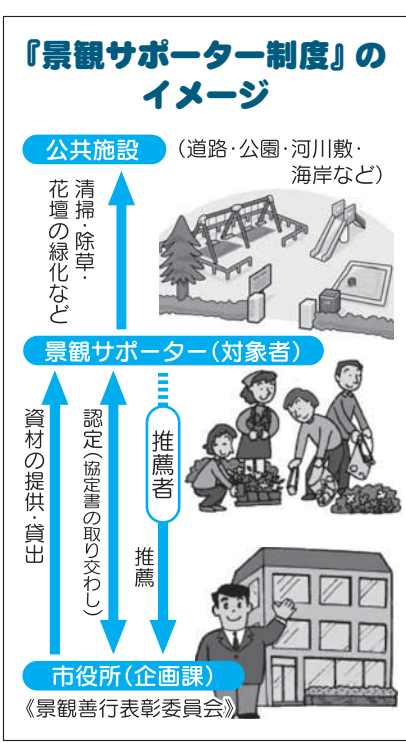
どんな支援が  
受けられるの？

認定された景観サポーターには、活動に必要な物品・用具・資材などの貸し出しや提供を行います。例えば、散乱ごみの清掃活動には、軍手やほうきなどを提供し、緑化活動には、草花の苗や球根などを支給します。

具体的に貸し出しや提供する資材などは、景観サポーターと市が協議して決定することになり、協議が整つた内容により、景観サポーターと市の間で「景観活動協定書」を交わすこととなります。

また、景観善行表彰委員会が選定した候補者には感謝状と記念品が贈られます。

推薦など詳しくは、市企画課(本庁舎) ☎24-7614(直通)へお問い合わせください。



大切にしたい地域のつながり

## 町内会（自治会）の

## 役割を考える

自分が住み慣れた地域への愛着や思いは人それぞれ。しかし、「住み心地がいい」「これからも住み続けたい」「こんな思いは一緒のはずです。普段生活していると、個人や家族内だけでは解決できない問題や課題に直面することがたくさんあります。その問題や課題を解決するためには、地域の力が欠かせません。

近年、近所や地域のつながりが薄れてきていると言われています。これは、都会だけの問題ではなく、地方においても問題となってきました。一方では、大規模災害時など不測の事態の際には、最も身近なよりどころとして、地域における人のつながりや町内会（自治会）の役割はますます重要視されています。では、これからの町内会（自治会）はどうあるべきなのでしょう。

### 低下傾向にある

### 町内会への加入率

現在、市内には160の町内会があり、加入世帯は全世帯の9割に相当する約1万8千世帯にのぼります。



町内会には、私たちがとって一番身近な団体であり、

よりよい地域づくりを進めるうえで大きな柱となっています。そして、町内会なしには成り立たない活動も数多くあります。しかし、全国的に町内会への加入率が低下していると言われています。

近年では、少子高齢化や核家族化の進行によって、人の価値観や生活習慣も多様化するなど、地域社会が大きく変化しています。人間関係の希薄化が進んだ地域では、高齢者の閉じこもりや子育ての孤立など、新たな課題も明らか

になってきています。

特に、町内会未加入者は、アパートやマンションなど集合住宅に居住する単身赴任者や学生などが多く、さまざまな立場の人が住んでいることから地域との関わりが希薄になりがちです。

町内会に入らない理由としては、「メリットがない」、「インターネットなどで情報が収集できる」、「面倒くさい」などがあり、加入していても脱退する人は、「行事に参加したくない」、「人間関係がうまくいかない」、「高齢だから」というものが挙げられます。

また、町内会には加入しているものの行事には参加せず、町内会費を納めるだけの関係になっているようなケースもあるようです。

### 地域の衰退につながる未加入者の増加

では、未加入者が増えることによって、私たちの住む地域にどのような影響を与えるのでしょうか。

私たちの生活の中には、いろいろな課題が横たわっています。

例えば、環境美化や防火・防犯、交通安全、青少年非行、ひとり暮らしの高齢者対策などがあります。このような問題は、個人やそれぞれ家庭だけで解決するのは難しく、地域の住民が力を合わせなければ、解決できません。



町内会は任意団体であるため、その加入を強制することはできませんが、加入していれば地域における課題への対応が容易になります。逆に、加入率の低下は、町内会活動の停滞をまねき、地域の活力を低下させてしまいます。また、未加入者が増えてしまえば、住みよい地域づくりのために活動を行っている町内会を支える力が弱まり、その結果、地域の衰退につながってしまいます。

### 身近な活動と

### 地域の魅力づくり

仕事や買い物など夕方や夜

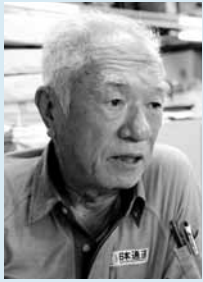
間帰宅するときには、防犯灯が夜道を照らしています。これは当たり前なことではなく、常に維持管理を行っている町内会があるからです。このほか、毎月発行の「広報すもと」など市役所からのお知らせ文書の配布や、エコステーションの管理、市道の草刈りや清掃など、普段の生活において、町内会活動に支えられていることがたくさんあります。



地域ごとに抱える課題に対応するための特色ある活動も展開されています。例えば、上物部地区の仲山水町内会では、台風23号で多くの世帯が浸水被害に遭った教訓から、高齢者や一人暮らしの世帯を把握しておくための災害時要支援者マップづくりに



## 参加することが地域のつながりを深める第一歩



洲本市連合町内会長  
とある  
小川 昶さん

町内会活動で「人」が集まるといことは大切なことです。確かに、昔と比べて、地域のつながり、人と

のつながりは薄くなってきていると感じています。

昔はどんな行事にも地域ぐるみで参加したものです。残念なことに、最近では自分さえよければいいという考えを持つ人もいます。さまざまな行事をしていく中で、参加者が少ないとやってやめると人と人のつながりがますます薄くなり、地域を衰退させてしまいます。

高齢化が進むにつれ、寝たきりや一人暮らしの人が増えています。こんな問題を地域で支え活動していくことも、地域の良さにつながるのではないのでしょうか。

活動内容や課題は町内会ごとに異なり、課題によっては行政と協力しながら、解決に取り組む必要もあります。

自分自身が地域の中で生活しているということを改めて認識し、一人ひとりが支え合える地域を目指していきたいものです。

このように町内会では、子どもからお年寄りまで年齢にとらわれることなく、地域に密着した活動が行われています。これらの活動は、交流や親睦のきっかけとなり、住民

私たちのライフスタイルや価値観の多様化とともに、行政に対するニーズも多様化し

行政にはさまざまな相談が寄せられますが、町内会において十分に解決可能なことに

### 地域の課題解決と行政との連携

一方、地域の歴史や文化を伝える活動など、これまで築き上げてきた伝統を守りながら精神的な活動も展開されています。世代から世代へと確実に伝統が受け継がれ、その技が披露されています。

必要です。「住民参加」これは、地域づくりには欠かせない大切なキーワードとなります。

町内会では、それぞれの役員が持っている苦情や要望、意見を吸収し、それについて十分協議しながら利害を調整するなど、地域全体の共通課題として、一つずつ解決する力が備わっています。そして、時には、行政に対して要望や陳情を行うこともあります。問題を解決するうえにおいて、町内会と行政の連携は必要不可欠となります。

取り組み、有事の際に備えています。また、路線バスが通らなくなった大野連合町内会では、自動車教習所の協力を得ながら送迎車を活用し、高齢者の移動手段の確保を実現させています。

同士の連帯感を深めるなど、隣近所のコミュニケーションの場となっています。それぞれの地域では、資金に余裕がない中で、地域の魅力を見いだすため、常に知恵を出し合っています。そして、自分たちの地域をよりよいものにしていくには、そこに住む人が地域のこれからのことをお互いに協力していくことが必要です。

町内会では、それぞれの役員が持っている苦情や要望、意見を吸収し、それについて十分協議しながら利害を調整するなど、地域全体の共通課題として、一つずつ解決する力が備わっています。そして、時には、行政に対して要望や陳情を行うこともあります。問題を解決するうえにおいて、町内会と行政の連携は必要不可欠となります。

対してまで行政が関わっていくことは、決して効率的ではなく、逆に問題を複雑にしてしまうこともあります。町内会と行政は決して、上下関係にあるのではなく、お互いがそれぞれの役割を認識し、共に協力し合うことも町内会の姿なのです。



「遠くの親戚より近くの他人」という言葉もあるように、いざという時に一番頼りになるのが隣近所の住民であり、互いに助け合える隣近所づくりも町内会の大きな役目。そして、自分たちの力でより生活しやすい地域に変えていくために……。

連日のように、痛ましい事件や隣近所でのトラブルがテレビや新聞などで報道されまです。これらの原因の一つに、地域のつながりの薄さというのも挙げられています。また、南海・東南海地震や風水害など、いつ発生してもおかしくない自然災害の被害を最小限に食い止めるためにも、地域のつながりを欠くことはできません。

普段の生活の中において、地域のつながりの必要性を感じることはあまりないかもしれませんが、災害時など、いざという時、隣近所、地域との連携がとれない恐れがあります。「遠くの親戚より近くの他人」という言葉もあるように、いざという時に一番頼りになるのが隣近所の住民であり、互いに助け合える隣近所づくりも町内会の大きな役目。そして、自分たちの力でより生活しやすい地域に変えていくために……。

### 地域とのつながりといざというときの隣近所

対してまで行政が関わっていくことは、決して効率的ではなく、逆に問題を複雑にしてしまうこともあります。町内会と行政は決して、上下関係にあるのではなく、お互いがそれぞれの役割を認識し、共に協力し合うことも町内会の姿なのです。



長寿（後期高齢者）医療制度  
**保険料額決定通知書**  
**（被保険者証）**

**7月中旬に送付します！**

75歳以上（一定の障害があると認定を受けた65歳以上の人を含む）が加入する長寿医療制度では、被保険者一人ひとりが保険料を納めます。被保険者の皆さんに負担していただく、平成21年度の保険料額が決まりましたので、保険料の決定通知書を7月中旬に送付します。また、8月から病院などで使う新しい保険証は、7月下旬に届きます。

**◇保険料**

**◆保険料の計算方法**

保険料額は、平成20年中の所得に応じて算出されます。なお、所得金額に応じた、保険料の軽減措置があります。

**◆保険料の支払い方法**

①特別徴収（年金からの徴収）の人  
 今回決定した年間保険料額

**保険料の計算方法**

年間保険料	最高限度額50万円
均等割額	43,924円
所得割額	(平成20年中の総所得金額等-33万円) × 8.07%

※「総所得金額等」は、収入額から控除額を引いた金額のこと。「控除額」は、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことで、所得控除（社会保険料控除、扶養控除など）を含みません。

から4・6・8月の特別徴収額（仮徴収額）を差し引いた残額が、10・12・2月に分けて特別徴収されます。

ただし、支払う保険料の額によって、特別徴収から普通徴収（納付書や口座振替などでの支払い）に変わる場合があります。

②普通徴収の人

7月から翌年3月まで毎月納付いただきます。年金の受給額が年額18万円未満の人、長寿医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える人が対象となります。

**◆制度に加入する直前に被用者保険の被扶養者だった人**

全国健康保険協会（旧政府管掌健康保険）や健康保険組合、共済組合など被用者保険の

被扶養者であった人は、新たに保険料の負担が生じるため、制度加入時から2年間に限り、所得割（上記計算方法参照）はかからず、均等割額も5割軽減されます。ただし、特例として平成21年度の1年間に限って、均等割額が9割軽減されます。

**◆保険料の免除措置**

次のようなときは、申請により保険料が减免される場合があります。

- ①災害で大きな損害を受けたとき
- ②所得が著しく減少したとき
- ③他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより、世帯の所得が軽減判定基準以下となるとき
- ④一定期間、給付の制限を受けたとき

**◇保険証（被保険者証）**

8月1日からは、新しい保険証を医療機関の窓口で提示してください。保険料の滞納状況によって

は、有効期限が短い保険証（短期被保険者証）を送付することがあります。保険料の納付が困難な事情がある場合は相談してください。

医療機関にかかるときの一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成20年中（1～12月）の所得や収入をもとに計算されています。

表1内の（注）に該当する場合は、70歳以上75歳未満の人の収入も計算対象になります。

なお、世帯状況の異動や所得の更正などにより、随時変更されることがあります。

**◆入院時食事などの負担減額（限度額適用・標準負担額減額認定証）**

世帯員全員が住民税非課税（表1の区分で低所得Ⅰ・Ⅱに該当）の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することで、入院の際に医療機関で支払う一部負担金が表の世帯単位欄の限度額となり、入院時の食事代も減額されます。

認定証の更新は8月1日となっています。現在、認定証をお持ちの人で8月以降も引き続き対象となる人は、7月

広告

今日も楽しいおつきあい



**淡路信用金庫**

理事長 瀧川好美

本店	洲本市宇山
店舗	島内 20店
	神戸市 5店
	明石市 1店
	西宮市 1店

## ■ 医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額など

表-1

区分	金一部負担の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食あたり)	該当条件
		個人単位[外来]	世帯単位[入院含む]		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [44,400円] ※1	260円	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる世帯の人。ただし、住民税課税所得が145万円以上でも収入が次の金額に満たない人は、申請することにより「一般」の区分となります(注)。※対象となる可能性がある人には申請書を送付しています。
一般		12,000円	44,400円		「現役並み所得者」、「低所得Ⅱ」、「低所得Ⅰ」以外の人
低所得	Ⅱ	1割	24,600円	210円 [160円] ※2	世帯員全員が住民税非課税 「低所得Ⅰ」以外の人 ▽各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人 ▽老齢福祉年金の受給者
	Ⅰ		8,000円	100円	

※1 [ ] 内は過去12か月以内にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合 → 4回目からの額

※2 [ ] 内は過去12か月の入院日数が90日を超える場合 → 91日目からの額(申請が必要)

(注) ▽同一世帯に被保険者が1人の場合 → 被保険者の収入…383万円

▽同一世帯に被保険者と70歳以上75歳未満の人がいる場合 → 被保険者と70歳以上75歳未満の全員の収入合計…520万円

下旬に新しい認定証が保険証と一緒に届きます。  
世帯員全員が住民税非課税の人で認定証の申請をしていない場合は申請してください。

▽市保険課(本庁舎)

☎ 24-7608(直通)

▽県後期高齢者医療広域

連合事務局

☎ 078-326-2021



**介護保険料  
納入通知書をお送りします!**

65才以上の被保険者の皆さんへ、「平成21年度介護保険料のお知らせ」(納入通知書)を7月中旬に送付します。

7月は、介護保険料普通徴収(納付書納付・口座振替)の第1期分の納期となっています。介護保険は、皆さんが納める保険料が大切な財源となっており、各種介護サービスの費用に充てられています。そして、保険料を納めることで、介護が必要になったとき、安心してサービスを利用することができま

②特別徴収(年金からの徴収)の人  
▽第4期(12月) 12月25日  
▽第5期(2月) 3月1日  
4・6・8・10・12・2月の従来どおり偶数月

**◆特別徴収  
(年金からの徴収)の人**

年間保険料や納入方法を確認し、忘れずに納めましょう。

毎年4月に送付していただいた「仮徴収額(4・6・8月特別徴収額)のお知らせ」は、来年度以降お送りしないこととなります。  
来年度4・6・8月の特別徴収額は、平成22年2月と同じ額になります。

### ◆保険料の納期限

①普通徴収の人  
▽第1期(7月) 7月31日  
▽第2期(8月) 8月31日  
▽第3期(10月) 11月2日

☎ 市保険課(本庁舎)  
24-7609(直通)

### 特定疾患医療 受給者証の 更新手続き

特定疾患医療受給者証をお持ちの人の医療受給者証の有効期間は、9月30日までとなっています。10月1日以降も引き続き受給者証の交付を希望する人は更新手続きが必要です。

該当者には、申請書を送っていますが、届いていない場合は連絡してください。

▼申請期限  
9月30日(水)

申請・問  
泉州本健康福祉事務所  
地域保健課  
☎26-2060

夢あるくらしのパートナー



淡陽信用組合

理事長 藤 勝

本店/洲本市栄町一丁目3番17号 TEL.0799(22)5555(代)  
店舗 淡路地域18カ店 阪神地域4カ店 播磨地域7カ店

広告

一人に一枚住基カード

# 今なら交付手数料が無料

住民基本台帳カード（住基カード）を持っていれば、市役所など市内4か所に設置している証明書自動交付機（自動交付機）を利用して住民票の写しや、印鑑証明書を入手することができます。

自動交付機は、金融機関のキャッシュコーナーと同じように操作は簡単。土・日曜日や祝日も利用でき、平日、市役所に来られない人にもおすすめです。

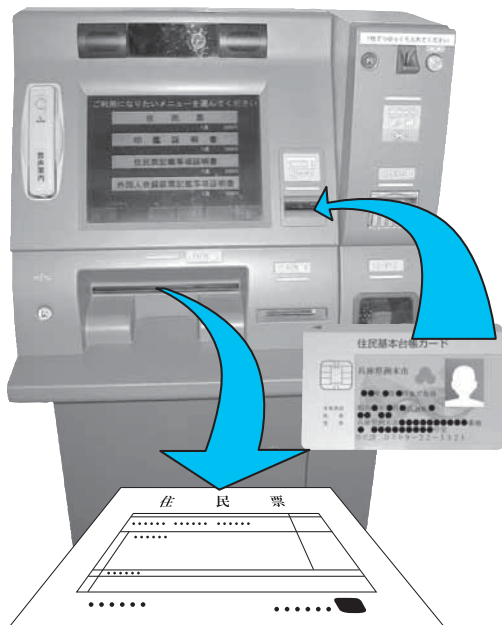
## 身分証明書として

## 写真付き住基カード

確認でき、平成23年3月末までは、希望者に無料で交付しています。

住基カードは、高度なセキュリティ機能を備えたICカードです。カード内部に記録された住民票コードによって本人であることを確実に、迅速に

カードは、クレジットカードや運転免許証などと同じ大きさで、種類は、本人の顔写真付きと写真なしの2種類から選べます。写真付きの住基



カードなら、運転免許証やパスポートなどと同様に公的な身分証明書としても利用できます。近年個人情報保護やなりすましによる犯罪防止などの

ため、市役所の窓口では、住民票や戸籍を請求する場合でも本人確認が厳格化されています。金融機関においても、口座

の新規開設や、10万円を超える現金振込などで本人確認が必要となっています。また、高齢運転者の運転免許証を自主返納する取り組みが進められており、本人確認書類としての写真付き住基カードの重要性や利便性が増しています。

## 証明書を取るために

## 住基カード

あらかじめ暗証番号を登録した住基カードを持っていれば、市内4か所に設置している自動交付機で各種証明書を取得することができます。

自動交付機では、窓口での手続きと違って申請書に記入する必要が無く、また窓口が混雑している時でも待たずに簡単に証明書が取得できます。仕事などで忙しい人や急に証明書が必要になった場合などにも大変便利です。

ぜひ無料の期間に、住基カードを作りませんか。

問 市市民課（本庁舎）

☎ 22-7926（直通）

## 自動交付機の設置場所・利用時間

取得できる証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民票の写し</li> <li>○住民票記載事項証明書</li> <li>○外国人登録原票記載事項証明書</li> <li>○印鑑登録証明書（印鑑登録のある人のみ）</li> </ul>		
証明書交付手数料	300円（1通） ※窓口交付の場合と同じ		
設置場所・利用時間		平日	土・日・祝日
	市役所本庁舎	午前9時～午後7時	午前9時～午後5時
	由良支所	午前9時～午後5時	午前9時～正午
	大野陽だまり館	午前9時～午後5時	午前9時～正午
	五色図書館	午前10時～午後6時	午前10時～午後6時
【注】大野陽だまり館の休館日（毎週月曜日、ただし第3月曜日は開館し、翌火曜日が休館）、五色図書館の休館日（月曜日ほか）は利用できません。			

## 住基カードはどちらか選べます！

～カードの有効期間は10年～



▲顔写真付きカード



▲顔写真無しカード

### 手続きに必要なもの

- 印鑑
- 顔写真（写真付きのカードの場合のみ）  
〔縦4.5cm×横3.5cm、  
無帽・正面・無背景で6か月以内に撮影したもの〕
- 本人確認書類（カードの受取時に必要）

### 申請窓口

- 市民課（本庁舎）
  - 窓口サービス課（五色庁舎）
  - 由良支所
  - 大野・鮎原行政連絡所
- ※カードの受け取りは、市民課か窓口サービス課のみ。

### カード交付手数料

無料（平成23年3月31日まで）※通常は500円

# 児童扶養手当 特別児童扶養手当 制度のご案内

手続きは8月12日～14日に

現在、「児童扶養手当」「特別児童扶養手当」を受給している人は、忘れずに「児童扶養手当現況届」「特別児童扶養手当所得状況届」を提出しましょう（8月12日～14日）。この届は、手当を引き続いて受ける資格があるかどうかを確認するためのものです。手続きが必要な人については、事前にお知らせが届きます。また、新たに手当に受けようとする人は、「認定請求書」の提出が必要となります。

## 児童扶養手当

児童扶養手当は、離婚などの理由で父と生計をともにできない子どもを養育している人に支給されます。

### ▼支給対象

- ① 父母が離婚 ② 父親が死亡
- ③ 父親が重度障がい者 ④ 何らかの理由で父親と生計をともにしていない。

ただし、公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けている人や、児童福祉施設（母子生活支援施設・通園施設などを除く）に子どもが入所している場合などは支給されません。

### ▼支給される期間

子どもが18歳になった年の年度末（3月31日）まで。児童の心身に中度（特別児

童扶養手当2級に該当する程度）以上の障害がある場合は20歳未満まで。

### ▼手当の額

支給される額は、申請者や、扶養義務者の前年度の所得額により変わります。一定額以上の所得がある場合は、一部または全額の支給が停止されます。

子どもの人数	月 額	
	全部支給	一部支給
1人	41,720円	41,710円 ～9,850円
2人	46,720円	(41,710円 ～9,850円) +5,000円
3人以上	1人増えるごとに 3,000円を加算	

### ▼支給日

- ▽ 12月～3月分（4月11日）
- ▽ 4月～7月分（8月11日）

▽ 8月～11月分（12月11日）  
※いずれも11日が土・日曜日、祝日の場合、その前の平日が支給日。

### ▼手当額の一部支給停止措置

平成20年4月から、「手当の支給開始後5年経過」または「手当の支給要件該当後7年経過」したときなどは、手当額の2分の1が支給停止されます。ただし、就業しているなど、適用除外事由に該当する人は、「一部支給停止適用除外事由届出書」などの必要書類を提出すれば、これまでどおりの手当が支給されます。

## 特別児童扶養手当

身体または精神に中度以上の障害がある20歳未満の子どもを養育する人に対して手当が支給される制度です。

ただし、障害を理由とした公的年金を受けている子どもや、児童福祉施設（母子生活支援施設・通園施設などを除く）に子どもが入所している場合などは支給されません。

### ▼手当の金額

支給される額は、申請者や、扶養義務者の前年度の所得額が一定額以上ある場合は、支

給されません。

▽ 重度障害児

月額50,750円

▽ 中度障害児

月額33,800円

### ▼支給日

- ▽ 12月～3月分（4月11日）
- ▽ 4月～7月分（8月11日）
- ▽ 8月～11月分（11月11日）
- ※いずれも11日が土・日曜日、祝日の場合、その前の平日が支給日。

## 「現況届」・「所得状況届」の提出期間

「児童扶養手当」「特別児童扶養手当」を受給している人は年1回現況届（所得状況届）を提出する必要があります。提出されない場合は、支払いが停止されますので、ご注意ください。

### ▼期間

8月12日(水)～8月14日(金)

### ▼時間

午前10時～午後4時  
※期間中に窓口にお越しいただいて提出できない場合は、8月31日(月)までに提出してください。

### 提出・問

市福祉課（みなと元気館）  
☎ 22-3332

**【商品名・店名・デザインの模倣を予防したい!】** 広告

商標登録・意匠登録してみませんか?

「お土産品」や「海産物」等の新商品ネーミング保護に!  
「屋号」や「ネットショップの店名」の保護に!

**片岸特許商標事務所 南あわじ事務所**  
南あわじ市神代国街1055-5 TEL 0799-42-5118  
弁理士 片岸 寿文

～1等・前後賞あわせて3億円～ 広告

## サマージャンボ宝くじ

この宝くじの収益金は、市長村の明るく住みよいまちづくりに使われます。また発売実績に応じて交付されますので、ぜひ県内の宝くじ売り場でお求めください。

**発売期間：7月13日(月)～7月31日(金)**  
（財）全国市長村振興協会・（財）兵庫県市長村振興協会

偏見や差別のない明るいまちをめざしましょう  
**8月は「人権文化をすすめる市民運動」**  
**推進強調月間です**  
 ～お気軽にご参加ください～

学校や地域、家庭、職域など私たちの日常生活の中には、昔ながらの迷信や因習、偏見などにより、人を差別したり相手の人権を傷ついたりすることがあります。また、社会経済の変化を背景とした新たな人権問題も発生しています。

このため、市と市人権教育研究協議会では、8月の「人権文化をすすめる市民運動」推進強調月間に合わせ、さまざまな人権に関する事業を開催します。ぜひ、この機会にイベントなどに参加し、人権問題について理解を深めるとともに、お互いを尊重し、差別のない明るい社会を築きましょう。

- ▽市人権推進課(市役所北庁舎)  
☎22-2580(直通) FAX23-0974
- ▽市人権教育研究協議会事務局(市立人権文化センター内)  
☎・FAX22-1282(桑間)

**2009**  
**人権フェスティバルinすもと**

- ▽日時 8月30日(日)  
午後1時開場・2時開会
- ▽場所 文化体育館  
(しばえもん座・会議室)
- ▽内容 ▽人権講演会 落語  
家・笑福亭銀瓶さんによる「落語と言葉に出会って」  
▽落語 笑福亭銀瓶と桂かい枝の2人会  
▽太鼓演奏 コスモス作業所(池内)の皆さんによる
- ▽日時 8月30日(日)  
午後5時30分～
- ▽場所 市立人権文化センター
- ▽内容 講演  
路の障害者の現状～淡
- ▽日時 8月6日(木)
- ▽場所 市立人権文化センター
- ▽内容 講演  
路の障害者の現状～淡
- ▽日時 8月30日(日)
- ▽場所 市立人権文化センター
- ▽内容 講演  
路の障害者の現状～淡

▽由良支所 ▽各公民館  
 市人権推進課  
**洲本市民人権研修会**

市では、昨年に引き続き、さまざまな人権課題の解消に向けた研修会を開催します。

- ▽日時 7月24日(金)  
午後3時30分～
- ▽場所 市立人権文化センター
- ▽内容 講演  
▽演題：『支えあう心』  
▽講師：梅林雅道・浄光寺住職

- ▽募集人数 50人
- ▽申込方法 電話またはファックスで申し込む。

研究協議会事務局  
**洲本市民人権教育研究協議会**  
**第1回人権講座**

本年度は、障害者の人権をテーマに人権講座を開催します。

- ▽日時 8月6日(木)
- ▽場所 市立人権文化センター
- ▽内容 講演  
路の障害者の現状～淡

▽募集人数 50人  
 7月28日(火)  
 電話またはファックスで申し込む。

『ひょうご・ヒューマンフェスティバル2009 inかこがわ』平成21年度の人権文化をすすめる県民運動として、加古川市で開催されるフェスティバルへの参加者を募集します。

- ▽開催日 8月8日(土)
- ▽参加費 2,000円
- ▽参加資格 市内に在住する人
- ▽募集人数 50人

研究協議会事務局  
**平成21年度人権問題文芸作品「のじぎく文芸賞」の募集**

募集締切 9月30日(水)  
 (当日消印有効)

- ▽応募資格 県内に在住、在勤、在学の人
- ▽応募作品 インターネット上を含む未発表・未投稿(他の文芸賞等への重複応募を含む)の自作作品に限る。
- ▽応募方法 郵送のみ
- ▽作品の題材 人権文化の進展と人権課題の解決に向け

た内容で、次の趣旨に沿ったものであれば自由。  
 ▽人の優しさや思いやり、支え合うことのすばらしさなどが描かれているもの。  
 ▽一人ひとりを大切に、心豊かな社会づくりをめざす姿勢が描かれているもの。

- ▽応募規定 400字詰め原稿用紙に黒のペンまたはボールペンで縦書き。
- ▽応募 問 〒656-0003  
神戸市中央区山本通4丁目22番15号  
財兵庫県人権啓発協会のじぎく文芸賞係  
☎078-242-5355

部門	一般の部	学齢児童生徒の部
小説	20枚以内	20枚以内
随想	20枚以内	20枚以内
詩	2枚以内	2枚以内
創作童話	10枚以内	10枚以内

▽生命や人権の尊さ、大切さが描かれているもの。  
 ▽人権課題の解決に向けて、明るい展望をもって描かれているもの。



## 固定資産の評価を見直しました

市民の皆さんに固定資産税を公平に負担していただくため、土地と家屋は3年ごとに適正な評価額となるよう「評価替え（見直し）」を行っています。平成21年度はこの評価替えの年にあたり、評価の見直しを行いました。

納税者の皆さんには、5月中旬に納税通知書（課税明細書を同封）を送付していますので、所有している土地・家屋の課税内容を確認してください。

### 市税収入の半数を

### 占める固定資産税

土地や家屋などを所有している人が、その資産のある市町村に納める税金が固定資産税で、毎年1月1日現在の所有者がその資産の価値に応じて負担している税金です。

平成21年度の当初予算では、固定資産税は約30億円と、市税収入全体（約64億円）の約半数を占め、市民税とともに私たちの生活基盤を支える大きな役割を担っています。

### 3年に1度の評価替え

土地と家屋については、3年ごとに評価替えを行い、原則として評価替え後の2年間は、現状に変化のない限り評価額は据え置かれることにな

ります。

特に土地については、登記上の地目と現況が異なっている場合も多く、これまで、国や県などから「現況が評価に反映されていない」、「固定資産の価値が正しく評価されていない」などといった問い合わせを受けられることもありました。

### 土地は現況地目で評価

今回、地目と現況が異なっている場合がないかなどを調査した結果、地目は田や畑となっていたりも、実際は駐車場として利用されているものや、地目は宅地となっていたりも、実際は山林とかわらない状態のものなどがありました。本来、土地の地目が変更になった場合は、法務局への登

記申請が必要であり、地目と現況は一致するのが通常です。しかし、それらが異なっている場合は、その土地の使い方（現況の地目）により評価することになっていきます。

そのため、現況に応じた評価をしたことにより、税額が前年に比べ大きく変動した人もいますが、税負担の公平を図るため、ご理解をお願いします。

なお、課税内容に不明な点がある場合はお問い合わせください。

問 市税務課（本庁舎）

☎ 24-7605（直通）

## 情報公開制度の運用状況 個人情報保護制度

市政に関する情報の公開を求める市民の権利を定めた「情報公開制度」と市が保有する個人情報の本人による開示などを請求する権利を定めた「個人情報保護制度」の平成20年度の運用状況を取りまとめましたので、お知らせします。

【情報公開制度】 請求・申出の件数

実施機関	公開	部分公開	非公開	取下げ	不服申立て
市長	49	81	0	0	2

【個人情報保護制度】 開示請求の件数

実施機関	開示	部分開示	非開示	取下げ	不服申立て
市長	10	0	1	0	0

※訂正請求、利用停止請求は、0件です。

市総務課

## 夏の交通事故防止運動

7月15日(水)～24日(金)

### 運動重点

高齢者と子どもに対する交通安全の取り組みを強化するほか、次の重点を定めています。

- ◇高齢者と子どもの交通安全・自転車の交通安全
- ◇飲酒運転等悪質・無謀運転の根絶
- ◇全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



県民局・洲本市・洲本警察署・洲本交通安全協会

## 事前に部屋が見学できます！ 市営住宅「特定公共賃貸住宅」 入居者募集中

中堅所得世帯向け「特定公共賃貸住宅」の入居者を募集しています。

### ◆募集团地名(所在地)

- ▽第2みたから(上堺)
- ▽第3みたから(上堺)
- ▽鳥飼(鳥飼浦)
- ▽第2鳥飼(鳥飼浦)

※第2みたから団地は、単身用の部屋もあります。

### ◆収入基準

収入月額が15万8千円以上48万7千円以下

※15万8千円未満の場合は、条件付きで入居できます。

### ◆家賃

月額6万円～7万5千円

### ◆家賃キャッシュバック制度(助成金)

年額6万円から33万6千円

※家賃と助成金は、収入に応じて額が変わります。

※収入月額が35万円以上の場合の助成金はありません。

問 市都市計画課（本庁舎2階）☎24-7611（直通）

▽窓口サービス課（五色庁舎）☎33-1921（直通）





# 催し

## 洲本市民工房作品展

(3階ギャラリー・無料)

## ふれあい絵画教室作品展

5歳から小学6年生の児童による油絵・絵画・工作を展示。

▼期間 7月24日(金)～26日(日)  
▼時間 午前10時～午後7時  
(24日は午後1時から)

## ココカラココへ展

大学生などによるさまざまな作品を展示。

▼期間 8月21日(金)～30日(日)  
▼時間 午前10時～午後7時

※島内出身の現役学生の出席者も募集中です。

## 白美会作品展

絵画や立体、写真などを展示。

▼期間 8月14日(金)～16日(日)  
▼時間 午前10時～午後6時

(14日は正午から、16日は午後5時まで)

洲本市民工房  
☎22-33322

## 第3回洲本バスケットボールカーニバル

ミニバスケットボールクリニック

▼日時 8月1日(土) 午前10時～

▼場所 文化体育館

▼講師 メインアリーナ 佐古賢一選手 (元全日本代表)

▼観覧 無料

▼主催 洲本バスケットボール協会 岡文化体育館 ☎25-33321

## 募集

## 第43回全淡スポーツ大会

### パークゴルフ交流大会

### 参加チーム

▼日時 8月23日(日)午前9時～

▼場所 五色台運動公園「アスパ五色」パークゴルフ場

## 競技方法

団体戦(4人1組)で、チーム全員の合計打数を競う18ホールストロークプレー。

## 参加資格

島内に住所のある4人で1チームを編成(島外からの

在勤者は不可)。年齢・性別不問。

## 参加費

1チーム2,000円

▼募集数 36チーム(先着順)

▼申込締切 7月31日(金)

申・岡市体育保健課(北庁舎) ☎24-7632 (直通)

## 市民交流センター 教室受講生

市民交流センターでは、各種教室受講生を募集しています。初心者にも丁寧に指導します。まずは見学に来てください。

## 硬式テニス教室

▼開催日 毎週水曜日

▼時間 午後1時30分～

▼初級 午後3時～

▼中級 午後3時～

▼受講料 2,800円 (4回分)

## 生け花教室

▼開催日 第2・4水曜日

▼時間 午後1時30分～

▼受講料 2,400円 (4回分)

▼材料費 実費

## おとなのためのピアノ教室

▼開催日 毎週金曜日

▼時間 ①午後1時30分～

②午後3時30分～

▼受講料 8,000円 (8回分)

申・岡市市民交流センター(宇原) ☎24-4450

## 体育指導委員会事業

## 「バドミントン交流リーグ戦」参加チーム

## 開催日

▽予選リーグ戦 8月19日(水)、10月21日(水)、12月16日(水)

▽決勝戦・交流戦 平成22年2月17日(水)

▼時間 いずれも午後7時～

▼場所 文化体育館メインアリーナ(しおさい館)

▼参加資格 高校生以上の市内在住者または在勤(在学)者の初・中級者でチームを編成。

▼チームの編成 男子・女子・混合の3つのペアで、登録選手は4人以上10人以内。

※混合は女性のみのペアも可

## 試合方法

1試合3つのダブルス戦(男子・女子・混合で、2点ラリーポイント3セットマッチ。

▼参加費 1チーム5,000円

▼募集数 16チーム(先着順)

▼申込締切 7月29日(水)

申・岡市体育保健課(北庁舎) ☎24-7632 (直通)

## 市職員

平成21年度実施(平成22年度採用)の新規職員を募集します。

## 募集職種

事務職(大学卒・短大卒・高校生)

▼採用予定人数 9人程度

## 受験資格

①大学卒 昭和54年4月2日から昭和63年4月1日まで

②短大卒 昭和56年4月2日から平成2年4月1日まで

③高校卒 昭和58年4月2日から平成4年4月1日まで

④生まれの人(平成21年度中に年齢が20歳になる人から28歳になる人まで)で、学校教育法による短期大学、高等専門学校または専門学校(修業年限2年以上の専修学校の専門課程)を卒業した人か、来年の3月に卒業見込みの人

⑤短大卒 昭和56年4月2日から平成2年4月1日まで

⑥生まれの人(平成21年度中に年齢が20歳になる人から28歳になる人まで)で、学校教育法による短期大学、高等専門学校または専門学校(修業年限2年以上の専修学校の専門課程)を卒業した人か、来年の3月に卒業見込みの人

⑦短大卒 昭和56年4月2日から平成2年4月1日まで

⑧生まれの人(平成21年度中に年齢が20歳になる人から28歳になる人まで)で、学校教育法による短期大学、高等専門学校または専門学校(修業年限2年以上の専修学校の専門課程)を卒業した人か、来年の3月に卒業見込みの人

⑨短大卒 昭和56年4月2日から平成2年4月1日まで

⑩生まれの人(平成21年度中に年齢が20歳になる人から28歳になる人まで)で、学校教育法による短期大学、高等専門学校または専門学校(修業年限2年以上の専修学校の専門課程)を卒業した人か、来年の3月に卒業見込みの人

⑪短大卒 昭和56年4月2日から平成2年4月1日まで

⑫生まれの人(平成21年度中に年齢が20歳になる人から28歳になる人まで)で、学校教育法による短期大学、高等専門学校または専門学校(修業年限2年以上の専修学校の専門課程)を卒業した人か、来年の3月に卒業見込みの人

⑬短大卒 昭和56年4月2日から平成2年4月1日まで

⑭生まれの人(平成21年度中に年齢が20歳になる人から28歳になる人まで)で、学校教育法による短期大学、高等専門学校または専門学校(修業年限2年以上の専修学校の専門課程)を卒業した人か、来年の3月に卒業見込みの人

⑮短大卒 昭和56年4月2日から平成2年4月1日まで

⑯生まれの人(平成21年度中に年齢が20歳になる人から28歳になる人まで)で、学校教育法による短期大学、高等専門学校または専門学校(修業年限2年以上の専修学校の専門課程)を卒業した人か、来年の3月に卒業見込みの人

⑰短大卒 昭和56年4月2日から平成2年4月1日まで

⑱生まれの人(平成21年度中に年齢が20歳になる人から28歳になる人まで)で、学校教育法による短期大学、高等専門学校または専門学校(修業年限2年以上の専修学校の専門課程)を卒業した人か、来年の3月に卒業見込みの人

⑲短大卒 昭和56年4月2日から平成2年4月1日まで

⑳生まれの人(平成21年度中に年齢が20歳になる人から28歳になる人まで)で、学校教育法による短期大学、高等専門学校または専門学校(修業年限2年以上の専修学校の専門課程)を卒業した人か、来年の3月に卒業見込みの人

㉑短大卒 昭和56年4月2日から平成2年4月1日まで

㉒生まれの人(平成21年度中に年齢が20歳になる人から28歳になる人まで)で、学校教育法による短期大学、高等専門学校または専門学校(修業年限2年以上の専修学校の専門課程)を卒業した人か、来年の3月に卒業見込みの人

㉓短大卒 昭和56年4月2日から平成2年4月1日まで

㉔生まれの人(平成21年度中に年齢が20歳になる人から28歳になる人まで)で、学校教育法による短期大学、高等専門学校または専門学校(修業年限2年以上の専修学校の専門課程)を卒業した人か、来年の3月に卒業見込みの人

㉕短大卒 昭和56年4月2日から平成2年4月1日まで

㉖生まれの人(平成21年度中に年齢が20歳になる人から28歳になる人まで)で、学校教育法による短期大学、高等専門学校または専門学校(修業年限2年以上の専修学校の専門課程)を卒業した人か、来年の3月に卒業見込みの人

㉗短大卒 昭和56年4月2日から平成2年4月1日まで

21年度中に年齢が18歳になる人から26歳になる人まで)で、学校教育法による高等学校を卒業した人か、来年3月に卒業見込みの人

給食調理場  
勤務期間  
9月～11月上旬の予定  
※雇用期間を延長する場合あり。

※ただし、①に該当する人が②または③を受験したり、②に該当する人が③を受験することができません。

勤務条件 1日7時間45分  
週38時間45分  
応募方法 履歴書(市販の様式)と資格証の写を左記へ持参してください。  
選考方法 書類審査(履歴書、資格など)と面接

試験日  
▽第1次試験 9月20日(日)  
▽第2次試験 10月下旬の予定  
▽第3次試験 11月中旬の予定

試験日  
▽第1次試験 9月20日(日)  
▽第2次試験 11月中旬  
▽第3次試験 11月下旬の予定

試験案内・受験申込書などの配布  
▽配布開始 7月17日(金)～  
▽配布場所 市役所本庁舎3階(総務課)、五色庁舎(窓口サービス課)

試験案内・受験申込書などの配布  
▽配布開始 7月17日(金)～  
▽配布場所 市役所本庁舎3階(総務課)、五色庁舎(窓口サービス課)

申込受付期間  
8月3日(月)～14日(金)

申込受付期間  
8月3日(月)～14日(金)

甲・閩市総務課(本庁舎3階)  
▽☎22-7067(直通)  
▽☎22-3321(代表)

甲・閩市総務課(北庁舎)  
☎24-7632(直通)

### 学校給食臨時調理員

▼募集人数 1人

▼資格 調理師資格取得者

(大量調理経験者を望む)

▼勤務場所 洲本地域の学校

卒業見込みの人か、昭和54年4月2日以降に生まれ高等学校を卒業した人  
②技能労務職(作業員)  
昭和49年4月2日から平成4年4月1日までに生まれ  
た人

らの高校生(男女16人)と引率者が10月2日に来訪し、6日までの4泊5日の予定で市内に滞在します。  
滞在期間中、高校生をボランティアで迎えてくれる家庭(ホストファミリー)を募集します。

試験日  
▽第1次試験 9月20日(日)  
▽第2次試験 11月中旬

試験日  
▽第1次試験 9月20日(日)  
▽第2次試験 11月中旬

受付期間  
8月3日(月)～14日(金)

受付期間  
8月3日(月)～14日(金)

甲・閩洲本市・南あわじ市衛生事務組合 ☎45-0534

甲・閩市国際交流協会事務局(市秘書課内) ☎26-0175

### 淡路広域消防・消防職員

職種 消防職  
採用予定人数 6人程度  
試験日  
▽第1次試験 9月20日(日)  
▽第2次試験 11月中旬  
受付期間  
8月3日(月)～18日(火)

職種 消防職  
採用予定人数 6人程度  
試験日  
▽第1次試験 9月20日(日)  
▽第2次試験 11月中旬  
受付期間  
8月3日(月)～18日(火)

受検資格  
昭和56年4月2日以降に生まれ高等学校を卒業した人(平成22年3月に高等学校卒業見込みの人を含む)

受検資格  
昭和56年4月2日以降に生まれ高等学校を卒業した人(平成22年3月に高等学校卒業見込みの人を含む)

甲・閩淡路広域消防事務組合消防本部総務課 ☎24-0271

甲・閩同協会事務局(市秘書課内) ☎26-0175(直通)

### ホームステイ

受け入れ家庭

姉妹都市ハワイ島・ヒロカ

### 市国際交流協会「英会話・中国語講座」受講生

開催日 9月17日～12月10日までの毎週木曜日(10月8日・29日、11月19日を除く)全10回  
時間 午後7時15分～  
(ただし、初回のみ6時45分～)  
場所 市役所北・南庁舎  
内容 外国人講師による初級・中級・上級の3クラスの英会話と、初級の中国語1クラス。  
定員 各クラス15人程度  
対象 18歳以上  
(高校生を除く)

受講料 無料  
募集人数 30人程度  
募集締切 7月31日(金)  
甲・閩淡路広域消防事務組合 消防本部警防課  
☎24-1819

### 「応急手当普及員講習会」参加者

受講料 (10回分)  
▽協会員 3,000円  
▽一般 10,000円  
申込締切 8月20日(木)  
甲・閩同協会事務局(市秘書課内) ☎26-0175(直通)

日時 9月7日(月)～9日(水)の3日間(午前9時～午後6時)  
場所 淡路消防ビル5階  
対象  
▽島内に在住・勤務(在学)する満18歳以上の人  
▽不特定多数の人が出入りする事業所、自主防災組織・消防防災に関する組織

8月は電気使用安全月間です  
しろうと工事はやめましょう



主唱 経済産業省  
財団法人 関西電気保安協会

交通安全協会

### 特典制度「協賛店」

県交通安全協会では、買い物やサービスを受けたときに会員証を提示することによって割引などの特典が受けられる制度の創設を予定しています。

そこでこの制度にご協力いただける「協賛店」を募集します。詳しくは、次へお問い合わせください。

問 洲本交通安全協会

☎ 22-11578

### 5週連続の集中講義

### 「創業塾inすもと」参加者

▼開催日 9月6日(日)・13日(日)・20日(日)・27日(日)・10月4日(日)

▼時間

午前9時45分～午後4時15分

▼場所 洲本商工会議所

▼内容 創業体験者によるパネルディスカッション、ビジネスプラン、広報宣伝、会計、マーケティングなど

▼対象者 創業に興味がある人や開業予定の人などで、5回の講義に連続して参加できる人。

▼参加費 6,000円

▼募集人数 40人

▼募集締切 8月31日(月)

申・問 洲本商工会議所

☎ 22-12571

## お知らせ

### 視覚障害者歩行訓練事業を始めました

視覚障害者が白杖により一人で歩行できるようになるため、訓練事業を始めました。訓練士が家庭を訪問し、日常生活に必要な歩行訓練を行います。

問 市福祉課(みなと元気館)

☎ 22-13332

### 県介護支援専門員

### 実務研修受講試験

▼試験日 10月25日(日)

▼試験会場

神戸大学、神戸松蔭女子学院大学

▼受付締切 8月3日(月)

▼受験手引き配布場所

淡路県民局健康福祉事務所、市介護福祉課(みなと元気館) 問 県社会福祉協議会社会福祉研修所

☎ 078-136715211

### 合同労働相談会

労働条件や労使関係など雇用に関する相談に応じます(予約不要)。

▼日時 7月24日(金)

午後1時30分～3時30分

▼場所 洲本総合庁舎

特別小会議室

問 淡路県民局商工労政課

☎ 26-12086 (直通)

### 狩猟免許試験

市では、狩猟免許を新規に取得するための受験費用や、免許取得のため、講習会への参加者に講習会受講料を補助します。

▼補助額

▽受験費用 5,200円

▽講習会受講料 7,000円

▼免許の種類

第一種銃猟(装薬銃、空気銃)、第二種銃猟(空気銃)、網猟、わな猟

▼試験日

▽知識(適性) 9月13日(日)

▽技能(知識試験など合格者) 9月26日(土)

▼試験申込

8月10日(月)～25日(火) 問 市ふるさと整備課(五色庁舎)

☎ 33-11923 (直通)

### 全国消費実態調査に

### ご協力を!

本年9月から11月を調査期間として、全国消費実態調査が行われます。

この調査は、国民生活の実態を家計面から総合的に把握し、社会・経済諸施策に係る重要な統計資料を得ることを目的としています。

7月中ごろから次の対象地域のお宅に調査員が伺いますので、ご協力ください。

▼対象地域

上物部・上物部2丁目・千草庚・鮎原南谷の各一部 問 市総務課(本庁舎)

☎ 22-7067 (直通)

### 退職金は国の制度で!

中退共制度は、中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇など、有利な特典がいろいろあります。

問 勤労者退職金共済機構

☎ 03-1343610151 (代表)

## 相談

### 身体障害者生活支援センター

### 移動相談(無料)

障害のある人や家族の皆さんが地域で生活ができるようさまざまな相談に応じます。相談日以外に相談を希望する場合は連絡してください。

▼日時 7月31日(金)

午後1時30分～3時30分

▼場所 鮎愛館(五色図書館横)会議室

問 同センター(フローラスもと)

☎ 22-15444

## 献血

▼7月22日(水)

▽午前10時～11時30分 午後0時30分～4時 問 洲本健康福祉事務所

▼8月19日(水)

▽午前10時～午後3時30分 問 市健康増進課(みなと元気館)

☎ 22-13337 (直通)

★御食国の持帰り弁当・オードブル  
1,500円税込よりご予算に応じてお献立。  
※ご注文は前日までお願いいたします。  
(オードブルは4名分より承ります)

メインホールで貸切パーティーを!  
50名～200名まで各種パーティーにご利用いただけます。

<定休日> 毎週水曜日  
(水曜日が祝日の場合は営業、8月は無休で営業します。)

**御食国** (みけつくに)

歓迎宴会・法事などの会食。  
大切なお客様のおもてなしに。

御食国おまかせコース  
お一人様 ¥3,500より

法事会席コース  
お一人様 ¥5,000より

TEL 26-1133

洲本のまつりは今年も熱い

# 夏の夜空にでっかい華が咲く！ 夏の大イベントにぞくぞくしよう！！

夏の大イベントにぞくぞくしよう！！

## 第62回 淡路島まつり

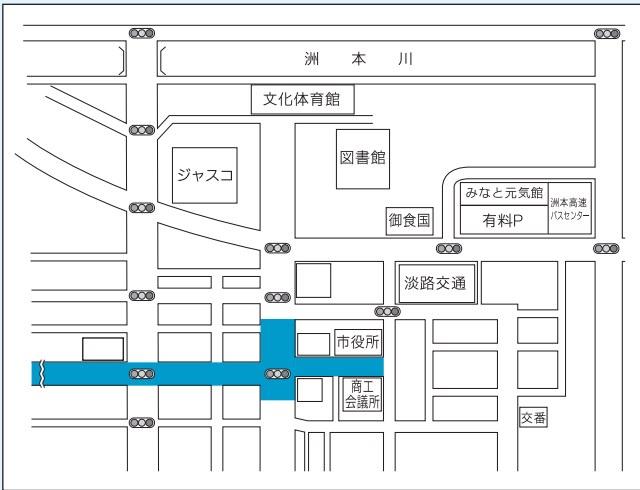
◆おどり大会（45連が出演予定）

7月31日（金）・8月1日（土） 午後6時～10時

▽同実行委員会事務局（洲本商工会議所内）

☎22-2571  
☎22-3321（代表）

### おどり会場



※昨年までと一部変わっています。おどり大会の2日間は、市役所周辺の一部が通行止めとなりますので、庁舎北側に来庁者専用の臨時出入口を設けます。

### 「淡路島まつり募金」にご協力を！

◆募集期間 8月2日（日）まで

◆募集方法

【店頭募金】市内の協力店舗などに募金箱を設置

【口座募金】

- ▷金融機関：淡路信用金庫本店
- ▷種別：普通預金
- ▷口座番号：0283426
- ▷名義：淡路島まつり実行委員会  
実行委員長 瀧川好美

【会場募金】おどり大会本部・花火大会会場・無料駐車場付近でスタッフが募金活動を行います。

※荒天などでまつりが中止となった場合でも、募金は返却いたしません。

問 同実行委員会事務局 ☎22-2571



◆花火大会（約5,300発）

8月2日（日）

午後8時～9時

【会場】洲本港周辺

※荒天時は3日（月）に延期  
☆花火観覧船クルーズを就航  
します。

申し込みは洲本市観光協会  
（☎22-0742）へ。

## 第30回 高田屋嘉兵衛まつり

今年のイベントとまつりは 都志港灣 で開催！！

〜阿久悠追悼花火も打ち上げ〜

8月9日（日）

◆どろんこバレーボール大会 午前9時～

…広石下地区の泥田（広石小学校西隣）

8月14日（金）

◆ゲートボール大会 午前8時～

…GOGOドーム

8月15日（土）

◆式典 午前9時30分～

…高田屋嘉兵衛翁記念碑前

◆魚のつかみどり大会 午前11時～

…都志海水浴場

◆少年相撲大会 午後1時～

…アスパ五色

◆ふるさとまつり 午後6時～

…都志港灣

◆パレード ▽舞台イベント

（高田屋太鼓、だんじり唄、よさこい踊りなど）

◆花火大会（約1,500発） 午後8時30分～

…都志港灣

※荒天時は16日（日）に延期



問 高田屋嘉兵衛まつり  
実行委員会事務局  
（市商工観光課内）  
☎22-3321（代表）

## 夢工房体験メニュー ☎33-1540

- \*キッズ体験** (マイコップ、タイルカレンダー、デコミラー、万華鏡、ミサンガ)  
 7/25・28・8/1・4・8・11・18 (10:00~)  
 ●料金▶1,000円~1,600円(体験メニューによって料金が変わります)  
 ●締切前日
- エコクラフト教室** 7/25・8/8 (10:00~)  
 ●料金▶1,500円(材料費込) ●締切3日前
- エッグクラフト教室** 7/25・8/8 (10:00~)  
 ●料金▶2,500円(材料費込) ●締切3日前
- とんぼ玉づくり体験** 7/25・8/8 (10:00~)  
 ●料金▶2,000円~(材料費込) ●締切3日前
- \*キッズプリザードフラワーアレンジメント体験**  
 7/25・8/9 (13:30~)  
 ●料金▶1,300円(材料費込) ●先着10人
- \*キッズ型染め体験** (ハンカチ、バンダナ、エコバック)  
 7/31・8/10・12 (13:30~)  
 ●料金▶900円~1,000円(材料費込) ●事前申込不要
- \*キッズ松ぼっくりのかぶと虫づくり体験**  
 8/6・7 (6日 10:00~、7日 13:30~)  
 ●体験料▶900円 ●事前申込不要
- \*キッズお花のリースづくり体験**  
 8/6・7 (6日 13:30~、7日 10:00~)  
 ●体験料▶900円 ●事前申込不要
- わらびもちづくり体験**  
 7/25・8/8 (①10:00 ②11:00 ③13:00 ④14:00 ⑤15:00)  
 ●料金▶600円 ●事前申込不要
- \*キッズ玉ねぎの染色体験** (ハンカチ、バンダナ)  
 8/13・14 (13:30~)  
 ●料金▶900円~1,000円(材料費込) ●事前申込不要
- 藍染め体験** 8/16 (13:30~)  
 ●料金▶1,200円(材料費別) ●締切前日

7月18日(出)~8月31日(月)まで、開館時間を30分延長します。  
 なお、7・8月の各種サービス(キッズ・

## ゆ〜ゆ〜ファイブ

開館時間を延長します

かぶと虫の島オープン  
 子供たちが大好きな「かぶと虫」が間近で観察できます。飼育セットの販売コーナーもあります。入場無料。  
 ●期間 7月18日(出)~8月16日(日)  
 五色洋ランセンター ☎33-0261



## ウェルネス通信

ウェルネスパーク五色  
 【高田屋嘉兵衛公園】  
<http://www.takataya.jp/>

夢工房 ☎33-1540

子供向け体験参加者募集  
 夢工房では夏休み期間中、さまざまな子供向けの体験メニューを用意しています。ぜひ参加してください。  
 左表「夢工房体験メニュー」のキッズ(※)が目印です。

## 子供向け体験参加者募集

小・中学生が公園内の景色や動物などを描いた作品を展示します。観覧無料。  
 ●期間 7月18日(出)~8月31日(月)  
 夢工房 ☎33-1540

## 第15回ウェルネスパーク五色 写生画コンクール作品展

メンズ・レディースデーは休みます。  
 ●開館時間 午前10時30分~午後10時  
 ※最終の受付時間は午後9時30分  
 ゆ〜ゆ〜ファイブ ☎33-1601

## 文化体育館トレーニングルーム

健康維持・健康増進・体力向上に



脂肪燃焼

筋力アップ

持久力アップ

グループエクササイズ

あなたの健康づくりの施設です!

いつでも見学できます!!

## 夏休み限定学生チャレンジコース募集中

### ◆回数券コース

▽料金 金: 6枚綴り 3,000円(税込み)

▽利用期間: 7月22日(水)~9月30日(水)

通常1回600円×6枚=3,600円 ▶ 600円お得!

### ◆定期利用コース

▽料金 金: 4,000円(税込み)

▽利用期間: スタート日から1か月間+10日間

通常4,000円で1か月間の利用

▶ プラス10日間利用可能!

次の持ち物を持参すれば、その日からトレーニングができます!

●運動できる服装 ●内履きシューズ ●汗拭き用タオル

●水分補給用ドリンク(フタのあるもの)

※更衣室内にシャワールームがあります。

※シューズやタオルなどのレンタルは行っていません

☎問 文化体育館トレーニングルーム ☎22-6726

[休館]火曜日 [平日]10:00~21:00 [土日祝]10:00~18:00

## 明石海峡大橋

## 海上ウォーク

参加者募集

10月3日(土)・4日(日)

※荒天時の場合は中止

コース 舞子公園(神戸市)▶明石海峡大橋

▶道の駅あわじ(淡路市)

※所要時間は約2時間30分程度。

参加費 ▽大人 2,000円

▽中学生以下 1,000円

対象 小学4年生以上(小学生は保護者の同伴が必要)

募集定員 2,400人(2日間の合計)

※応募多数の場合抽選

募集締切 7月31日(金) 当日消印有効

応募方法 往復はがき、またはホームページから

▽往復はがき 参加希望日、参加希望人数(最大5人まで応募可)、代表者の住所・氏名・年齢・性別・電話番号、返信先宛名・住所を記入のうえ次へ送付。

▽ホームページ <http://www1.sumoto.gr.jp/kouiki/>

当選通知 8月31日までに郵便でお知らせします。

※往復はがきでの申込者には、落選の場合も通知します。

応募先 〒656-0021

洲本市塩屋1丁目2-32淡路消防ビル内(4階)

淡路広域行政事務組合内海上ウォーク係

☎24-4770

## 8月の無料相談



下記以外の相談は、「市民便利帳」でご確認ください。

### ■法律相談（予約制）

▽日時 5日(水)、19日(水) 13:15～16:10  
▽場所 市役所北庁舎  
**予約** 市人権推進課(北庁舎)  
☎22-2580(直通)

### ■行政相談

▽日時 12日(水) 13:15～15:00  
▽場所 市役所北庁舎  
**問** 市人権推進課(北庁舎)  
☎22-2580(直通)

### ■法律・人権・行政相談

▽日時 19日(水) 13:30～15:00  
▽場所 五色中央公民館  
**問** 市窓口サービス課(五色庁舎)  
☎33-0161(直通)

### ■年金相談・ねんきん特別便相談（予約制）

▽日時 21日(金) 10:30～15:30  
▽場所 文化体育館  
**問** 市市民課(本庁舎) ☎22-3321(代表)

### ■司法書士による相談

(予約不要・当日先着順)

#### ◆法律・登記相談

▽日時 18日(火) 10:00～12:00  
▽場所 県洲本総合庁舎

#### ◆多重債務者相談

▽日時 24日(月) 10:00～12:00  
▽場所 県洲本総合庁舎

**問** 司法書士川端英雄事務所  
☎0799-62-3206

### ■行政書士による相談

(予約制・先着3人)

▽内容 農地法関係、相続、契約関係  
▽日時 10日(月) 13:30～15:30  
▽場所 県洲本総合庁舎  
**問** 相談会担当・行政書士奥野一喜事務所  
☎42-5355

### ■こころのケア相談（予約制）

▽日時 11日(火) 14:00～16:00  
▽場所 県洲本総合庁舎  
**予約** 県洲本健康福祉事務所 ☎26-2064

### ■テレビ電話による法律相談（予約制）

▽日時 毎週、平日木曜日 13:00～15:00  
▽場所 県洲本総合庁舎  
**予約** 淡路さわやか県民相談室  
☎0120-36-7830

### ■教育相談（予約制）

▽日時 10日(月) 13:00～15:00  
▽場所 県洲本総合庁舎  
**予約** 県淡路教育事務所 ☎22-4152

### ■女性問題面接相談（予約制）

▽日時 21日(金) 13:00～16:00  
▽場所 県洲本総合庁舎  
**予約** 淡路さわやか県民相談室  
☎0120-36-7830

### ■宅建協会淡路支部による不動産相談

▽日時 11日(火) 13:00～16:00  
▽場所 宅地建物取引業協会淡路支部事務所  
**予約** 同事務所(海岸通・洲本ポーターミナルビル1階) ☎24-0088

## 8月の健康カレンダー



健康増進課 健康福祉館「みなと元気館」☎22-3337

### 母子健康手帳交付

内 容		と き		場 所
母子健康手帳交付 妊婦相談 (個別)	洲本会場	6日(木)、13日(木) 20日(木)、27日(木)	10:00～11:00	みなと元気館2階 ☎22-3337
	五色会場	11日(火)、25日(火)	13:30～15:00	五色庁舎 ☎33-1922

### 乳幼児健康診査・相談 (対象者には個別で通知)

☎22-3337

事業名	対 象	と き	受付時間	場所
乳児健康診査	H21年4月生	20日(木)	12:45～13:15	みなと元気館2階
7か月児相談	H21年1月生	26日(水)	9:30～ 9:50	
10か月児健康診査	H20年9月生	5日(水)	12:45～13:15	
1歳6か月児健康診査	H19年12月生	27日(木)	12:45～13:15	
2歳児相談	H19年5月生	19日(水)	13:00～13:15	
3歳児健康診査	H18年5月生	6日(木)	12:45～13:15	

### その他の相談 (要予約)

☎22-3337

内 容	と き		場 所
すくすく子育て相談	7日(金)	9:30～11:00	みなと元気館2階
こころの相談	7日(金)	14:00～16:00	
歯科保健相談	26日(水)	13:00～15:00	五色トレーニングセンター
筋力アップ サークル	5日(水)、12日(水) 19日(水)	9:30～	
	27日(木)	9:00～	
	6日(木)、13日(木) 20日(木)	9:30～	みなと元気館
	27日(木)	9:00～	

### 洲本図書館 ☎22-0712

- いっしょにおはなし会 (0～3歳児対象)  
5日(水)、22日(土) 11:00～
- おはなし会 (3～6歳児対象)  
8日(土)、22日(土) 14:00～
- もっとおはなし会 (小学生対象)  
8日(土)、22日(土) 14:30～
- おりがみ教室  
1日(土) 14:00～
- つくってあそぼう!  
16日(日) 14:00～  
※おりがみ教室、つくってあそぼう!  
は、定員40人。参加申込は前日まで。

### 五色図書館 ☎32-1693

- おはなし広場 (“おはなし隊”による絵本・紙芝居の読み聞かせ)  
22日(土) 13:30～
- おひぎのうえのおはなし会 (3歳ぐらゐまで対象)  
13日(木)、27日(木) 10:30～
- えるる倶楽部 10:30～  
(絵本・紙芝居の読み聞かせ)  
1日(土)、2日(日)、8日(土)、9日(日)  
15日(土)、16日(日)、22日(土)、23日(日)  
29日(土)、30日(日)  
※いずれも参加申込は不要

## 8月の図書館だより



### ●開館時間●

洲本図書館 10:00～19:00  
(7月・8月)  
五色図書館 10:00～18:00

### ●8月のカレンダー●

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24/31	25	26	27	28	29

■両図書館休館日

※洲本・五色図書館の新着情報は、洲本市立図書館ホームページ (<http://www.library.city.sumoto.hyogo.jp>) でご覧いただけます。



## 水生生物で川健康度をチェック

### 洲本第三小児童が千草川で水質調査

洲本第三小学校の5年生が7月7日、理科の授業で学校近くを流れる千草川の水生生物調査に取り組みました。生物の観察や水質の調査を通して環境への関心を高めようと、昨年に引き続き2回目。生息している水生生物によって、川の水質が分かることを学びました。



児童たちは県の理科推進員・物部靖二さんから説明を受けた後、網を持って川へ。川底の石の裏側に張り付いている生物を次々と採取しました。この後、水生生物を学校に持ち帰り、顕微鏡を使って水質別に分類作業。きれいな水にすむ生物は発見できず、「汚れた水」にすむミズムシやタニシなどを多く確認。確認された水生生物の数から「汚れた水」の階級となることが分かりました。児童らは、近くを流れる川の水質が予想以上汚れていることに驚いていました。

## 安乎保育所の移転新築に着手

### 安全な工事完成を祈り起工式



老朽化などに伴い建て替えられる市立安乎保育所移転新築工事の起工式が6月23日、安乎公民館東隣の建設予定地で行われました。市長をはじめ地元関係者、工事関係者など約30人が出席して、工事期間中の安全を祈願しました。

昭和50年に建設した現在の保育所は、築後35年近くが経過しているため老朽化が目立ち、また、施設前の県道が狭小であるため、園児送迎時の安全確保が課題となっていました。

新しく建設する保育所は、鉄骨平屋建てで延床面積が約483平方メートル。保育室3室と乳児室、屋内遊戯室、厨房などを備えます。総事業費は約1億3,300万円。年内の工事完成を目指します。

## 地元の魚をもっと食べて！



### 親子で魚料理に挑戦

小学生と母親らを対象とした「親子料理教室」が6月13日、五色中央公民館で開かれ、参加した12組29人の親子が魚料理の技を教わりました。

若い世代に魚料理を教え、魚を好きになってもらおうと、五色町漁業協同組合婦人部・青年部が今回初めて教室を開いたもの。参加者はキス、アナゴの天ぷら、タコを使ったご飯と、吸い物に取り組みました。調理は、包丁を使って魚をさばくところから始まり、慣れない手つきの子どもたちは、漁協のメンバーから手ほどきを受けながら、魚の下処理に挑戦。母親に手伝ってもらいながら料理を仕上げ、最後に出来たての味を堪能していました。

## 基礎から楽しく学んで！

### 小学生対象にバドミントン教室

子どもたちにスポーツを楽しめる機会を増やそうと、市教育委員会が募集していたバドミントン教室が6月17日から始まりました。昨年、市内の小学生を対象にスポーツ活動についてのアンケートを実施したところ、バドミントンへの関心が高く、今年度初めて企画したものです。初日の低学年の部には約20人が



参加。教室では、講師が正しいラケットの握り方や基本的なシャトルの打ち方を指導。初めてラケットを振った参加者は、ラケットにうまく当たらず苦戦しながらも、上達しようと真剣に取り組んでいました。

教室の定員にまだ若干の余裕があり、途中参加も可。場所は文化体育館か鮎愛館で月1回、水曜日に開催。詳しくは、市体育保健課（☎24-7632）へ。

### 寄贈

#### 親興自動車(株)

(塩屋2)

同社の創業60周年事業として6月15日、万一の際、役立ててほしいと、自動体外式除細動器(AED)4台が市に寄贈されました。寄贈されたAEDは、由良支所、洲本第三、大野・加茂小学校に設置され、いざというときの救命活動に役立てられます。



### 広報すもと

平成21年7月15日発行 【編集・発行】洲本市企画情報部秘書課  
〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号 ☎22-3321(代表) <http://www.city.sumoto.hyogo.jp>  
【人口】49,488 【男】23,598 【女】25,890 【世帯数】20,123 【7月1日現在・住民基本台帳による】